

令和7年3月26日

令和7年第1回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会議案	1	貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	2	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書の件	4
〃	3	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の件	5

議会議案第 1 号

貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 3 月 26 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会
委 員 長 南野 敬介

貝塚市条例第 号

貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年貝塚市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第12条第 5 項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

第17条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第51条において」を削る。

第27条第 2 項中「この章において」を削る。

第31条第 2 項中「この章及び第51条において」を削る。

第32条第 3 項中「この章において」を削る。

第38条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第51条において」を削る。

第39条第 3 項中「この章において」を削る。

第51条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 29 条」を削る部分に限る。）並びに第 17 条第 2 項第 1 号ア、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 3 項並びに第 51 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議会議案第 2 号

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書の件

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 7 年 3 月 26 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会
委 員 長 南野 敬介

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条第 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢および選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにもかかわらず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっている。

一方で OECD（経済協力開発機構）加盟国の、日本の衆議院に相当する下院での被選挙権年齢は、満 18 歳以上が 23 か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院のように 25 歳以上というのは、5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議会議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選挙までには全体の 3 分の 1 を超える 34.1%の町村議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって、本市議会は国及び政府に対し、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満 18 歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 26 日

貝 塚 市 議 会

議会議案第 3 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の件

選択的夫婦別姓制度の導入を求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 7 年 3 月 26 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会

委 員 長 南野 敬介

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。

その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究などで築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約・自由権規約に反するものであるから、速やかに是正すべきである。

旧姓の通称使用を拡大しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難は避けられず、これまで名乗ってきた姓を婚姻後も名乗り続けたいとの希望が叶えられることはない。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかない。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではない。それは同時に婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものである。

よって本市議会は国及び政府に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第 750 条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 26 日

貝 塚 市 議 会